

西宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月20日

西宮市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

西宮市においては、農地の約7割が市街化区域内にあり、六甲山系の東側を境に、北部地域では水稻を中心に少量多品目の野菜等の栽培が行われ、南部地域では、水稻のほか、大阪・神戸といった大規模消費地に近い地の利を生かした葉物野菜の栽培が年間を通じて行われている。一方、中心的従事者の高齢化と担い手不足などにより、農地面積は減少しつつある。また、山間地などの営農しにくい場所では遊休農地となる箇所もあり、これらの対応が課題となっている。

法第7条第1項に基づき、農業委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、西宮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農地等利用の最適化の推進状況に応じて随時見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1 1 3 ha	3. 7 ha	2. 2 7 %
目 標 (令和9年3月)	1 1 3 ha	1. 7 ha	1. 5 0 %

注1：管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」による。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1 1 3 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和9年3月)	1 1 3 ha	1 7 ha	1 5 %

注1：管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 認定農業者の制度周知に向けて

西宮市では、地域の農業の中心的担い手となる認定農業者や認定新規就農者が現在0人のため、制度の周知を引き続き行っていく。また、令和6年度末までに市街化区域を除いた区域を対象に定めることとなっている地域の農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」についても、制度の周知に努め、協議の場を設けていく。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和5年3月)	2 経営体
5年間の目標 (令和9年3月)	10 経営体

注1：経営体については、個人・法人を含む。

注2：現状欄は、直近3年度（令和元年度～令和3年度）の新規参入者の合計数を記入

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

○市、県、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人・法人）を把握する。

②新規就農フェア等への参加について

○市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。